

第3章 生活環境影響調査項目の選定

3.1 生活環境影響調査項目

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省、平成 18 年 9 月；以下「生活環境影響調査指針」という。）に従い、更新工場の稼働・存在が周辺環境へ影響を及ぼすおそれのある要因および影響の程度を考慮して、表 3.1.1 に示すとおり生活環境影響調査項目を選定した。

表 3.1.1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO ₂)	○				
		二酸化窒素(NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素(HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 水銀(Hg)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)	○			○	
	水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		—		
浮遊物質(SS)				—			
ダイオキシン類				—			
その他必要項目				—			

注1) 「○」は、影響が予測されるため、調査、予測、影響の分析を行う項目

注2) 「—」は、「生活環境影響調査指針」で調査項目になっているが、影響が軽微であると認められたため、調査、予測、影響の分析を行わない項目

3.2 選定した項目及びその理由

3.2.1 大気質

更新工場の稼働により、煙突からは硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類が排出され、水銀が排出される可能性がある。このため、煙突の排ガスの排出による大気質への影響を生活環境影響調査項目として選定した。

廃棄物運搬車両の走行台数は全体では減少する見通しであるが、車両の車種構成が変わることにより影響が変化する可能性があるため、廃棄物運搬車両の走行による大気質への影響を生活環境影響調査項目として選定した。

3.2.2 騒音・振動

更新工場の稼働により、機械設備から騒音・振動が発生するため、施設の稼働に伴う騒音・振動を生活環境影響調査項目として選定した。

廃棄物運搬車両の走行台数は全体では減少する見通しであるが、車両の車種構成が変わることによ

り影響が変化する可能性があるため、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動を生活環境影響調査項目として選定した。

3.2.3 悪臭

更新工場の稼働により、煙突からは臭気を伴う排ガスが排出される。また、更新工場から廃棄物由来の臭気が漏洩する恐れがある。このため、煙突の排ガスの排出による悪臭の影響、及び更新工場からの悪臭の漏洩による影響を生活環境影響調査項目として選定した。

3.3 選定しなかった項目及びその理由

3.3.1 水質

更新工場では、プラント排水と生活系排水は下水道放流とするため、周辺の公共用水域の水質への影響はない。このため、水質は生活環境影響調査項目として選定しなかった。